

令和7（2025）年度 とちぎのいいものセレクション 商品選定事業実施要領

（事業の目的）

第1条 本事業は、県産食品の発掘・磨き上げを行うとともに、「優れた食味」「高い品質管理」「強い消費者訴求力」を備えた商品を「とちぎのいいものセレクション」として取りまとめ、栃木の食ブランドの効果的な情報発信及び販売促進をすることによって、県内食品関連産業の活性化を図ることを目的とする。

（商品選定の趣旨）

第2条 本事業において選定する商品は、「優れた食味」、「高い品質管理」、「強い消費者訴求力」を備えていると認められた商品であり、**県産品のトップランナー**として県内外へ発信することで、栃木の食のイメージを向上させ、販路拡大に向けた機会の創出や県産品の価値向上を目指す。

（選定商品の要件）

第3条 本要領に基づき、選定する商品は次の全ての要件を満たす加工食品とする。

- （1）県内事業者（登記簿上の本社の所在地が県内であること）が県内で製造加工を行ったもの
 - （2）既に流通している商品、または流通に乗せていない商品については取り寄せに対応しているもの
 - （3）HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度に対応済みの事業者が製造したもの
- （選考の対象となる商品）

第4条 選考の対象となる商品は、次に掲げる要件を全て満たす加工食品とする。

- （1）募集チラシや事業 HP 等で別途提示する募集テーマに合致する商品であること
 - （2）商品選定後、県の施策と連携し、栃木の食ブランドの効果的な情報発信及び販売促進に取り組む意欲のある事業者の製造する商品であること
 - （3）試食品提供など選考過程における協力対応が可能なもの
- （選考の対象から除く商品）

第5条 次に該当する商品については、選考対象から除く。

- （1）審査時点で一般消費者が購入できない商品
- （2）消費者において高度な調理が必要な商品
- （3）極端に消費期限・賞味期限が短く流通が難しい商品
- （4）その他、産業政策課において評価が困難と判断した商品

（応募方法）

第6条 本事業に応募する事業者は次に掲げる応募方法により応募するものとする。

- （1）応募方法 栃木県ホームページもしくはフードバレーとちぎ推進協議会ホームページから応募票をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールにて応募
- （2）応募締切 令和7(2025)年6月30日（月曜日）17時必着

(3) 応募票の送付先(電子メールアドレス)

food@pref.tochigi.lg.jp

(4) 応募料 無料。ただし、商品代や送料等の審査に要する経費は応募者の負担とする。

(選考方法)

第7条 いいもの PT 関係者による事前審査及び栃木ファンによる投票選考を経て決定する。

2 PT 関係者による事前審査の対象とする商品は、1 事業者につき3 商品までとする。

3 事前審査を経て栃木ファンの投票選考の対象とする商品は、1 事業者につき1 商品までとする。

4 最終選定数は概ね6 品とする。

(庶務)

第8条 本事業の庶務は、栃木県産業労働観光部産業政策課が担当する。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、別に定める。